

京都府立植物園
整備に係る検討資料

第1章 検討の背景

第2章 前提条件の整理

第3章 基本方針及び施設計画の考え方

第4章 施設整備計画

第5章 事業手法の検討

第1章 検討の背景

北山エリアは、豊かな自然環境の中、多くの府立施設が集積する府民の憩いの空間であるとともに、「文化と環境が共生する京都」を内外に発信する魅力ある拠点地域として大きな可能性を秘めている。そこで、京都府では、平成21年の「北山文化環境ゾーン整備推進についての検討報告」を踏まえ、この間、エリアの魅力向上のための施設整備に取り組んできた。

令和元年10月には、新たに策定した京都府総合計画において「北山『文化と憩い』の交流構想」を定め、この構想を北山エリアのまちづくりのセカンドステージと位置付け、今後段階的に整備を推進していくこととしている。

令和2年12月には、「北山『文化と憩い』の交流構想」を実現するにあたり、北山エリアの整備の方向性を示すため、「北山エリア整備基本計画」が策定された。

本資料は、今後各施設における整備計画の検討の参考となるよう、一つの例として整理したものである。

第2章 前提条件の整理

○上位計画・関連計画との整合

京都府総合計画（令和元年度）

京都府では、京都府のめざす方向性を将来構想、基本計画等の形で明らかにするため、「京都府総合計画（京都夢実現プラン）」を令和元年10月に策定した。

総合計画では、「北山『文化と憩い』の交流構想」として、京都が世界に誇る文化と憩いに包まれた交流エリアの形成が掲げられており、本施設においても北山エリアの持続的な発展に資するものとして整備していく必要がある。

北山エリア整備基本計画（令和2年12月）

総合計画で定められた「北山『文化と憩い』の交流構想」を実現するにあたり、北山エリアの整備の方向性を示すために策定された。さらにエリアの魅力を高めるため、「豊かな自然に包まれた環境」「オープンに繋がる空間」「多様な人々が集まり交流するまち」「新たな文化・芸術の創造・発信の拠点」「文化・芸術・学術・スポーツに触れられる魅力的な空間」の5つを将来像として設定している。

京都府立植物園 100年未来構想（平成31年2月）

日本で最初の公立総合植物園として開園し、2024年に開園100周年という節目を迎えることから、これまでの整備計画の実施状況を検証し、植物を主役とする「生きた植物の博物館」の理念のもと、時代の変遷・社会情勢の変化に伴う多様なニーズを踏まえ、さらなる魅力創出に向けたハード、ソフト両面を見据えた植物園の未来構想を策定した。

府立植物園「魅力あふれる施設」整備計画（平成21年10月）

平成19年に策定された、「府立植物園の未来図」夢プランを踏まえ、府民の貴重な財産である植物園の真の価値を発信し、さらなる魅力の創出と、来園者の快適性・利便性を向上させるための整備計画として策定され、実行されている。

その他関連計画との整合

本施設の整備にあたっては、「北山文化環境ゾーン整備推進についての検討報告」（平成21年10月）等、関連計画との整合を図りながら進めていくものとする。

○計画地の概要・敷地条件

北山エリア

京都市域のほぼ中央、京都市街地の北部に位置し、西に賀茂川、北及び東に幹線道路、南に地域生活道路に囲まれている。京都府立植物園や京都府立大学、京都コンサートホール、陶板名画の庭などの文化施設が集積し、また、自然豊かな環境であることから、府民の憩いの場になっている。

京都府立植物園

京都府立植物園は、大正 13 年(1924 年)、植物を育成栽培し広く府民の憩いの場としてこれを公開し、植物の観賞を通じて一般の教養に資するとともに、植物学の研究に寄与するための施設として開園した。昭和 21 年(1946 年)から 12 年間連合軍に接収され、その際、多くの樹木が伐採されたが、昭和 36 年(1961 年)、憩いの場、教養の場としてその姿を一新し、再開園している。その折の様子は、文豪川端康成の代表作「古都」にも表されている。また、賀茂川門に隣接するエリアに、世界の宿根草や有用植物などの新たな鑑賞・観察エリアを整備した「四季彩の丘」を平成 24 年(2012 年)に開設した。現在、1 万 2 千種・12 万本の植物を保有し日本を代表する総合植物園に成長し、家族連れの府民等、年間約 80 万人が利用（平成 30 年度）している。

交通アクセス

地下鉄烏丸線と北山通・北大路通が交わる地点に近く、交通の要衝となっている。京都市街の交通の背骨とも言える地下鉄烏丸線の北山駅が域内に所在し、国際会館駅へは 2 駅 4 分、京都市街地中心部四条駅から 12 分、京都駅から 16 分、東京から 2 時間 50 分、関西国際空港からは 1 時間 50 分で結ばれている。

京都市バス 4 系統は、京都駅から京都一番の繁華街である河原町通を貫通し、大阪から直接乗り入れている京阪電車の終着駅出町柳駅、下鴨神社、京都工芸繊維大学附近、ノートルダム女子大学を經由して、北山駅、高麗美術館、上賀茂神社を一つの路線で結んでいる。また、京都市バス北 8 系統は、北山通、千本通、北大路通、白川通の循環系統で、1k m 圏内施設に加え、仏教大学、大徳寺、船岡山公園、京都市北図書館、京都造形芸術大学を結んでいる。

敷地条件

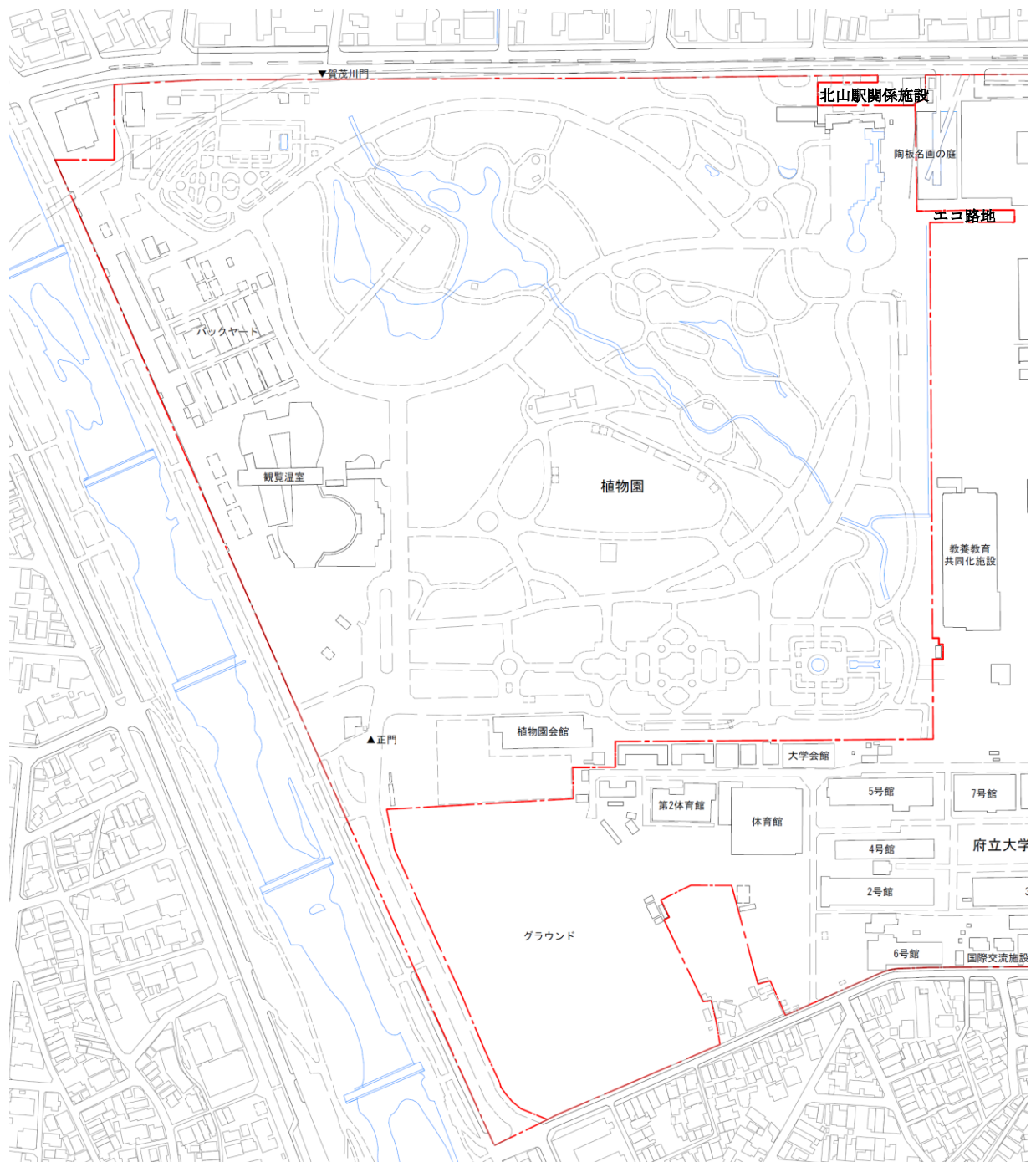
- ① 所在地 京都市左京区下鴨半木町 1 番地他（※H28 計画通知書による）
- ② 敷地面積 238,074.80 m²（※H28 計画通知書による）
- ③ 用途地域 第二種中高層住居専用地域（建ぺい率 60%→40%(風致地区)、容積率 200%）

<計画敷地図等>

北山エリア全体図

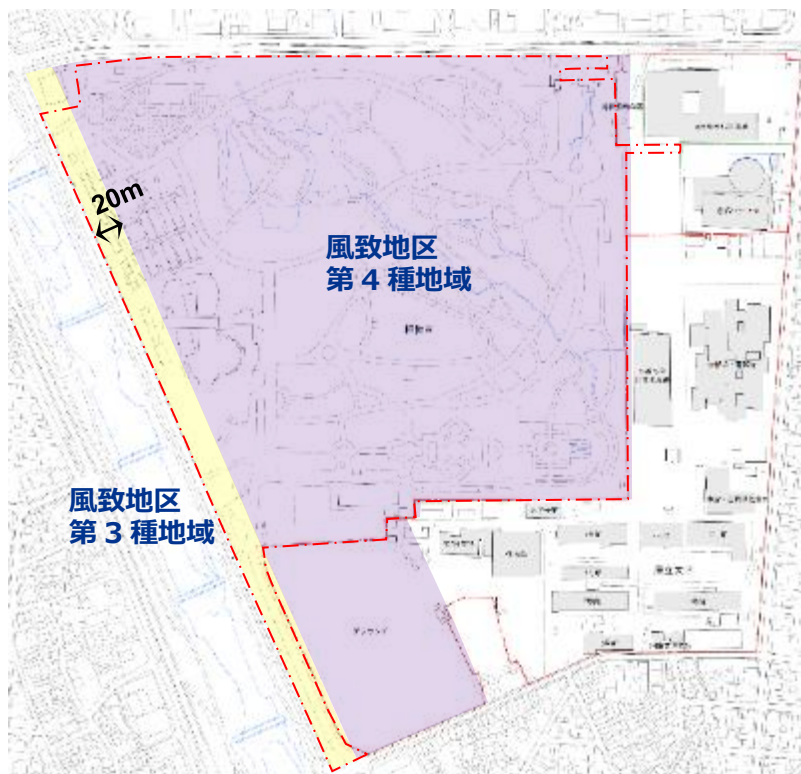


計画敷地図（現況）



④ 風致地区

植物園内はすべて風致地区となっており、建ぺい率、建物高さなどの規制が生じる。賀茂川沿いの敷地境界線から 20m の範囲は風致地区第 3 種地域で、より厳しい規制となっている。(詳細は下表参照)



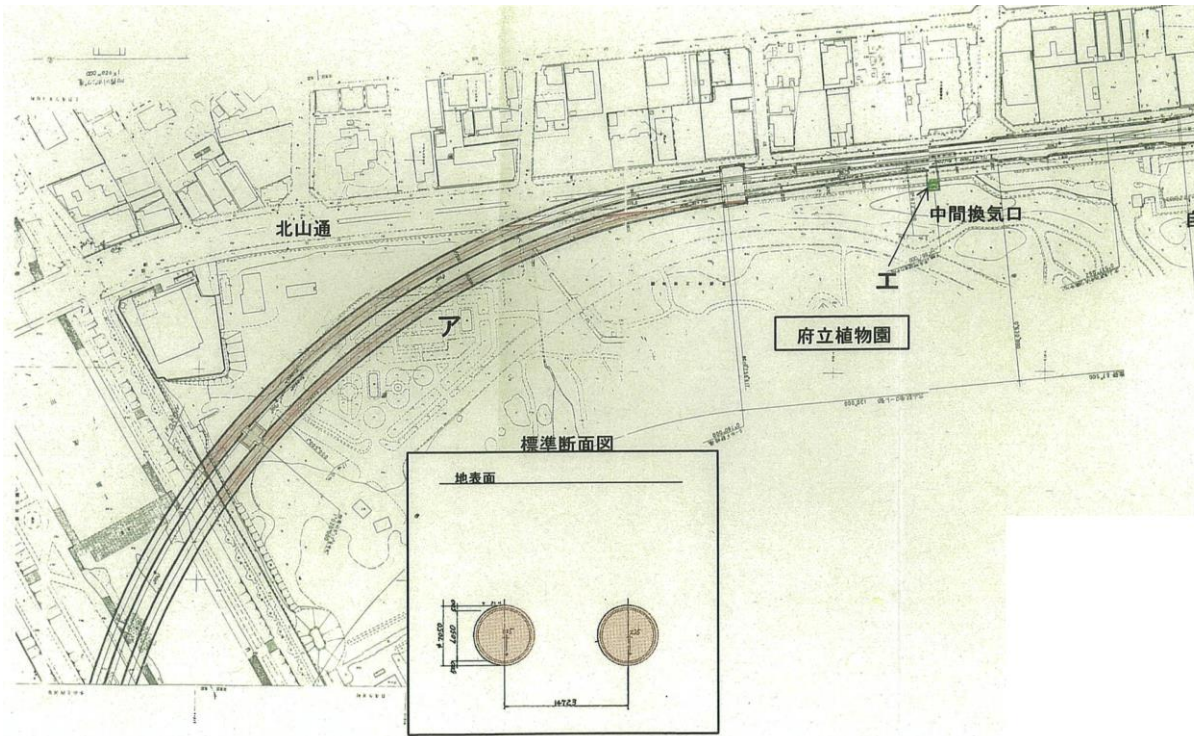
敷地にかかる風致地区条例による建築規制

風致地区条例	第 3 種地域	第 4 種地域
建築物高さ	10m 以下	12m 以下
建ぺい率	4/10 以下	4/10 以下
建築物の後退距離	道路に接する部分:2m 以上 その他の部分:1.5m 以上	道路に接する部分:2m 以上 その他の部分:1.5m 以上
緑地規模	2/10 以上	2/10 以上
工作物高さ	擁壁:5m 以下 塀 :2.5m 以下 その他:10m 以下	擁壁:5m 以下 塀 :2.5m 以下 その他:10m 以下

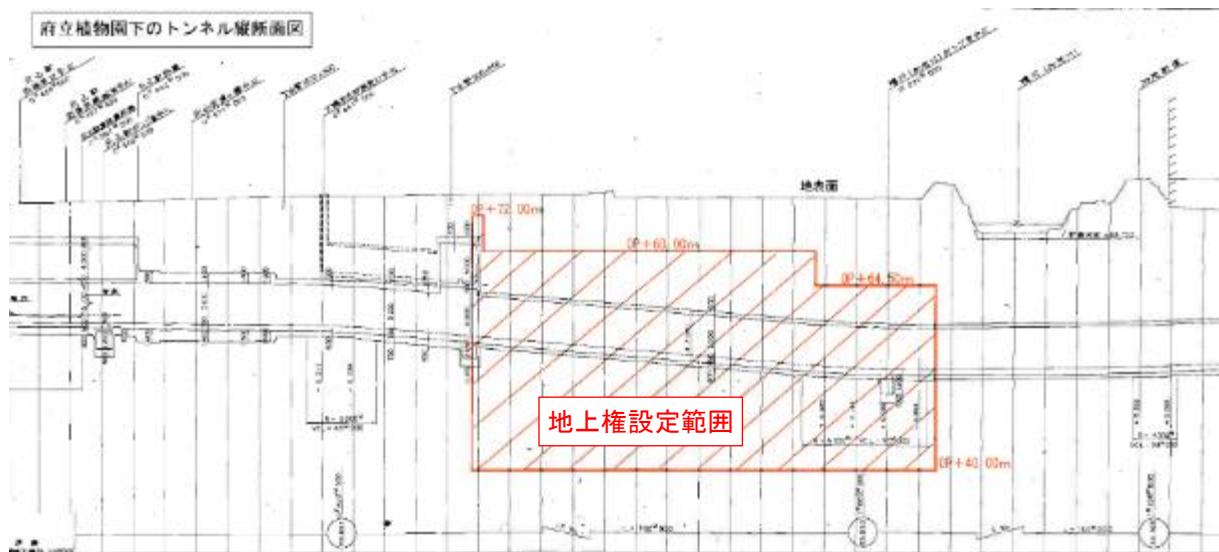
⑤ 地下鉄地上権設定状況

敷地の北側の地下には市営地下鉄烏丸線が通っている。地下鉄のトンネル（函体）及びその周辺部には地上権が設定されている。これにより地上権の上部には一平方メートル当たり8トンの荷重制限が設けられている。

植物園付近における烏丸線地上権設定等位置図



府立植物園下の地下鉄トンネル縦断面図



⑥ 地域地区等

<主な法令等条件>

項目	内容	根拠法令
高度地区	・ 12m第1種高度地区	都市計画法
防火地域	・ 法 22 条指定区域	建築基準法
日影規制	・ 4 時間ー2.5 時間、高さが 10mを超える建築物 ・ 平均地盤面から 4m の高さ	建築基準法
景観保全	・ 風致地区第3種地域（最高高さ10m以下、建ぺい率40%以下）、 ・ 風致地区第4種地域（最高高さ12m以下、建ぺい率40%以下）敷地境界から20m以内。 ・ 鴨川特別修景地区（賀茂川に面する敷地境界から20m以内）	都市計画法、景観法、京都市風致地区条例
眺望景観	・ 眺望空間保全区域（船岡山からの大文字、妙、法）：建築物等の各部分は、区域の範囲に規定する「標高面」を超えてはならない ・ 近景デザイン保全区域（賀茂川右岸からの東山） ・ 遠景デザイン保全区域 ・ 事前協議が必要な規制は風致、建造物修景地区と同等	景観法、京都市眺望景観創成条例
屋外広告物関係	・ 一般地域第 2 種	屋外広告物法 京都市屋外広告物等に関する条例
文化財関係	・ 植物園北遺跡（一般遺跡） ・ 下鴨半木遺跡（一般遺跡）	文化財保護法
駐車場整備	・ 店舗面積1000㎡以上の一建物の店舗（小売業、飲食店業除く）では、店舗面積に応じて必要駐車場台数を確保する。	大規模小売店舗立地法
	・ 延べ面積が3000㎡以上の飲食店等には、駐車場の付置義務あり。（現況付置義務なし）	京都市駐車場条例
その他	・ 河川区域：賀茂川より 9m以内（北山大橋以南）での建築等には許可が必要。	河川法
	・ 調整池の設置義務：1ha 以上の開発行為で雨水流出量の増加等の条件すべてに該当する場合、重要開発調整池の設置義務が発生する。	災害からの安全な京都づくり条例
	・ 店舗面積の制限：市内を 7 種類のゾーンに分類。本敷地はゾーン指定のない区域となっており、店舗に供する部分が、2 階以下かつ延床面積 1,500 ㎡以下に制限されている。	京都市商業集積ガイドプラン

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境アセスメント：用途としては住宅を除いた延面積 2000 m²以上の第 2 種事業に該当するが、「京都市実施の公共事業」に該当しないため対象外となり、計画段階環境配慮の実施は不要。 ・ 都市計画法 4 条第 12 項に規定する開発行為を伴う事業となる場合は、開発区域が 4.0ha 以上土地の改変面積が 1ha 以上で該当。 	京都市環境影響評価等に関する条例
--	---	------------------

⑦ 適用法令、規制等（計画・規模により係るものも含む）

本事業の実施にあたっては、計画内容に応じて、関連する関係法令、条例、規則等を遵守する。

【法令】

- ・ 建築基準法
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）
- ・ 都市計画法
- ・ 駐車場法
- ・ 屋外広告物法
- ・ 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
- ・ 消防法
- ・ 水道法
- ・ 下水道法
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（省エネルギー新法）
- ・ 都市の低炭素化の促進に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- ・ 都市再生特別措置法（「立地適正化計画」制度）
- ・ 大規模小売店舗立地法
- ・ 文化財保護法
- ・ 食品衛生法
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 景観法
- ・ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律
- ・ その他関係法令等

【条例等】

- ・京都市建築基準条例
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）
- ・京都市屋外広告物等に関する条例
- ・京都市自転車等放置防止条例
- ・京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例
- ・京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例
- ・京都市地球温暖化対策条例
- ・京都市建築基準法施行細則
- ・京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例（まちづくり条例）
- ・京都市眺望景観創生条例
- ・京都市風致地区条例
- ・京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
- ・京都市環境影響評価等に関する条例
- ・京都市駐車場条例
- ・京都府文化力による未来づくり条例
- ・京都市文化芸術都市創成条例
- ・災害からの安全な京都づくり条例
- ・京都市商業集積ガイドプラン
- ・その他関係条例等

○既存施設の概要

観覧温室

① 構造規模

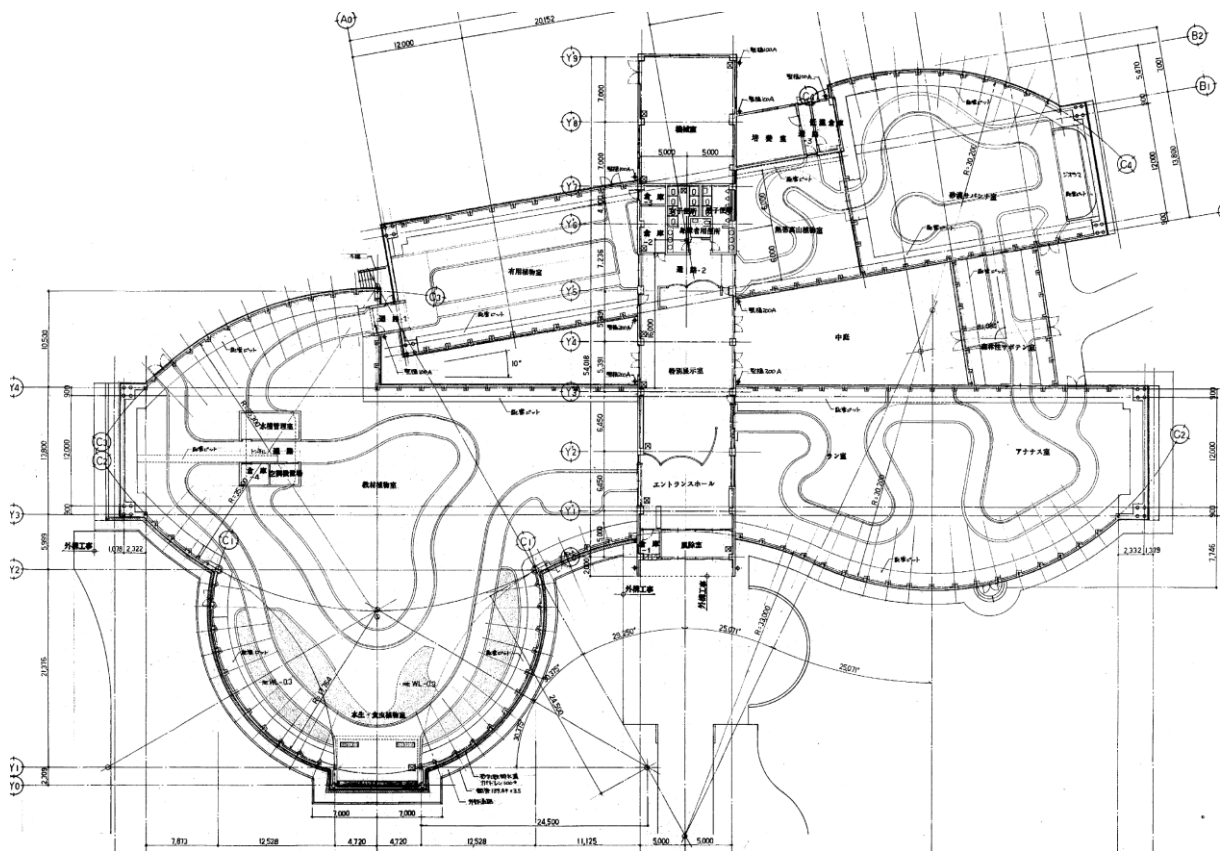
竣工時：S造平屋建て、建築面積 4,620 m²、延床面積 4,613 m²

増築後：S造一部RC造平屋建て 建築面積 4,702 m²、延床面積 4,694 m²

② 竣工年 平成 3 年（1991 年）、

平成 25 年（2013 年）昼夜逆転温室増築（81.57 m²）

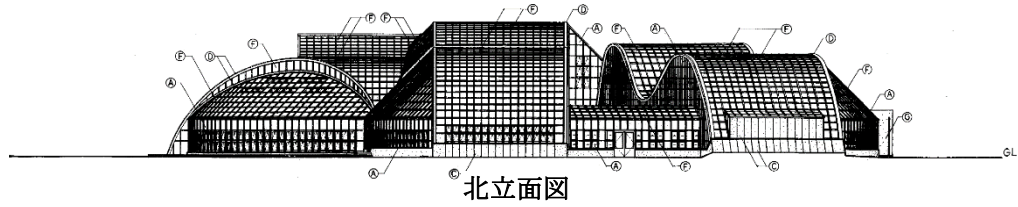
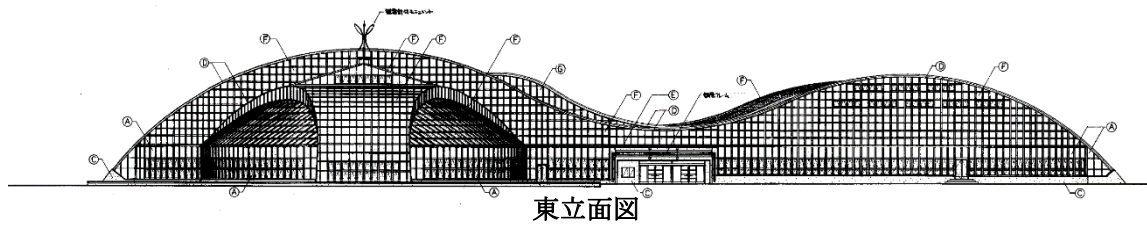
③ 平面図
【竣工時】



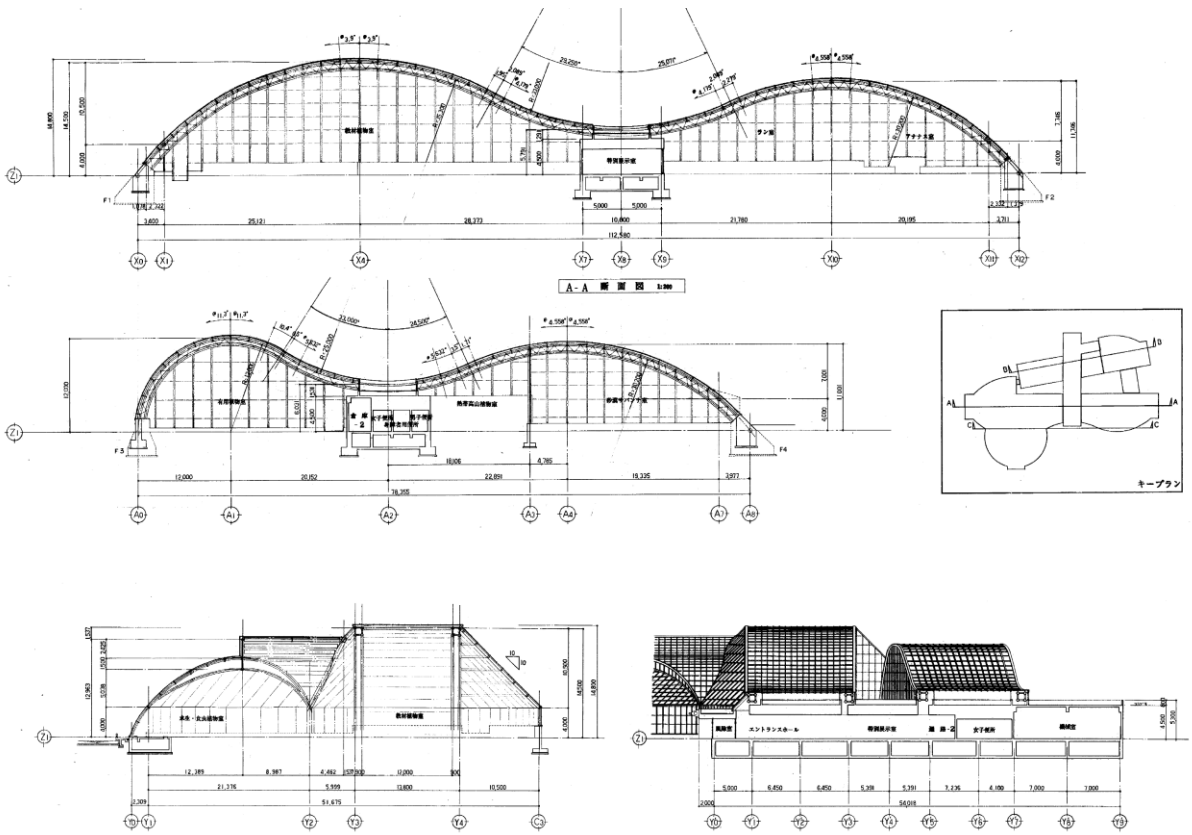
【増築部：昼夜逆転温室（赤枠範囲）】



④ 立面図 (竣工時)



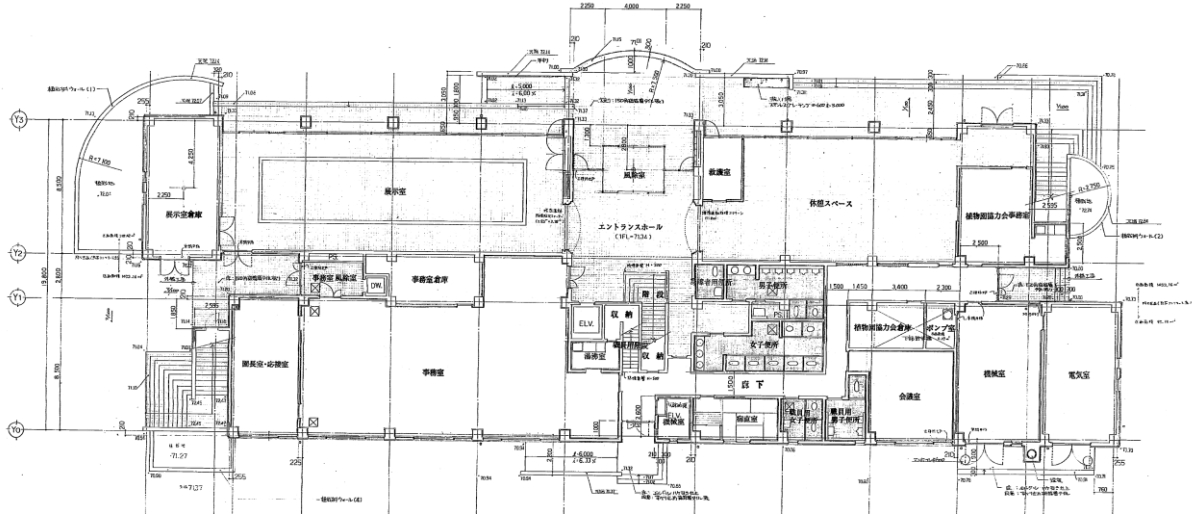
⑤ 断面図 (竣工時)



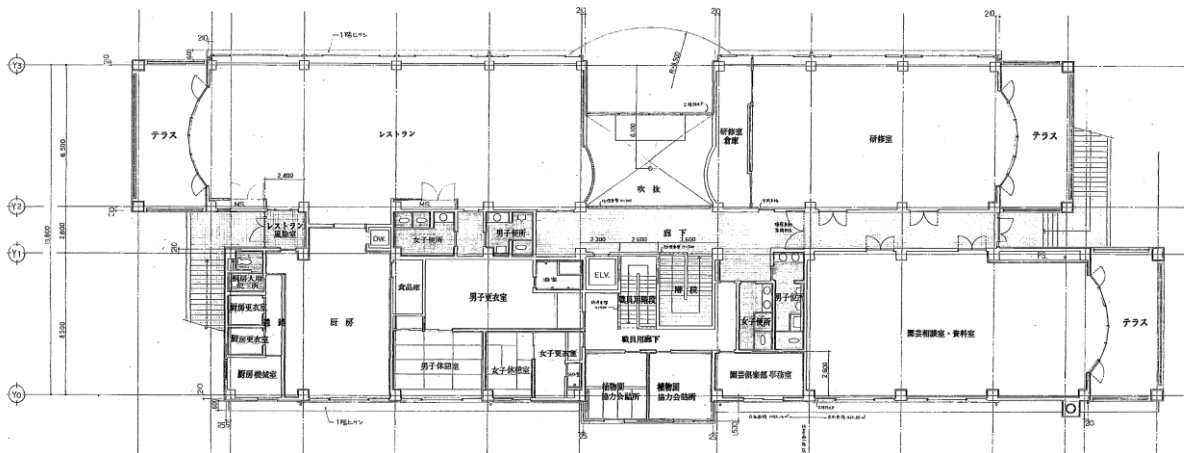
植物園会館

- ① 構造規模 RC造2階建て、建築面積1,335㎡、延床面積2,206㎡
- ② 竣工年 平成4年(1992年)
- ③ 平面図

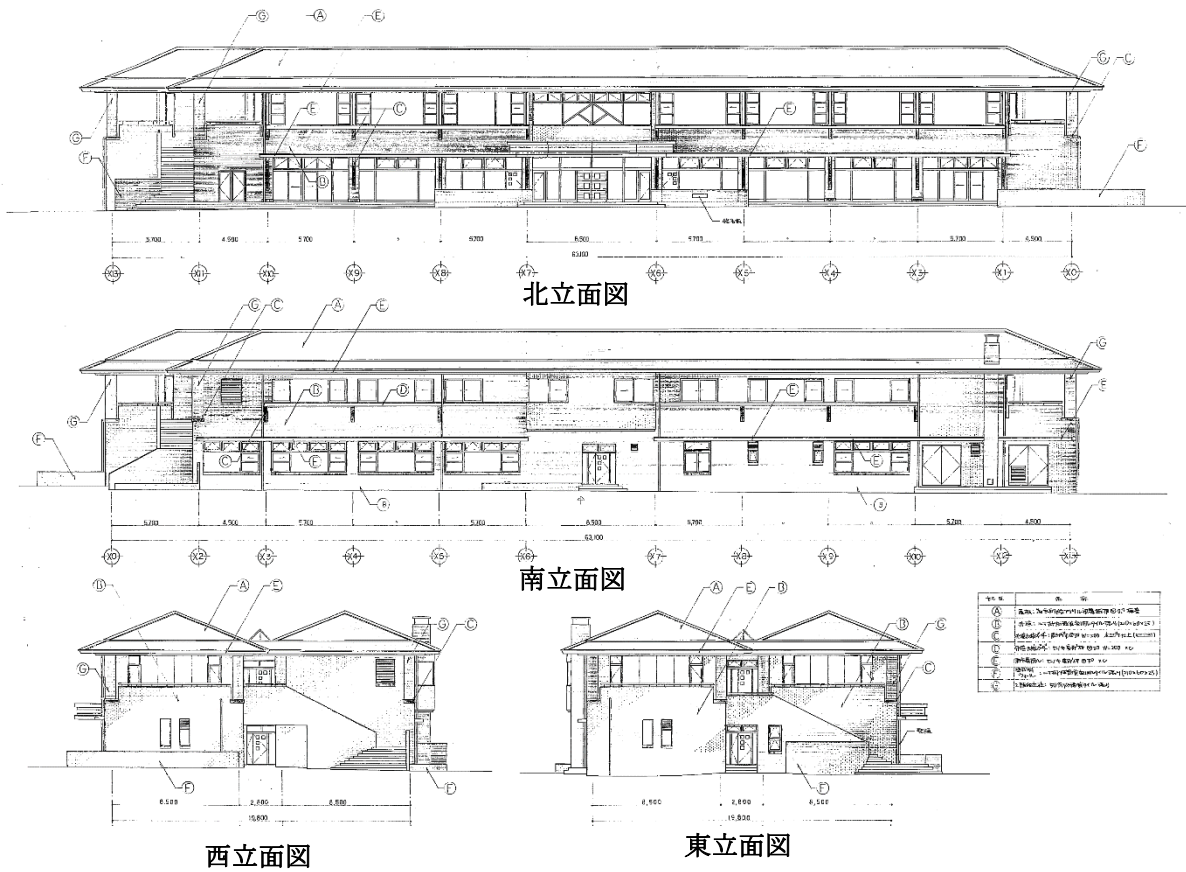
【1階平面図】



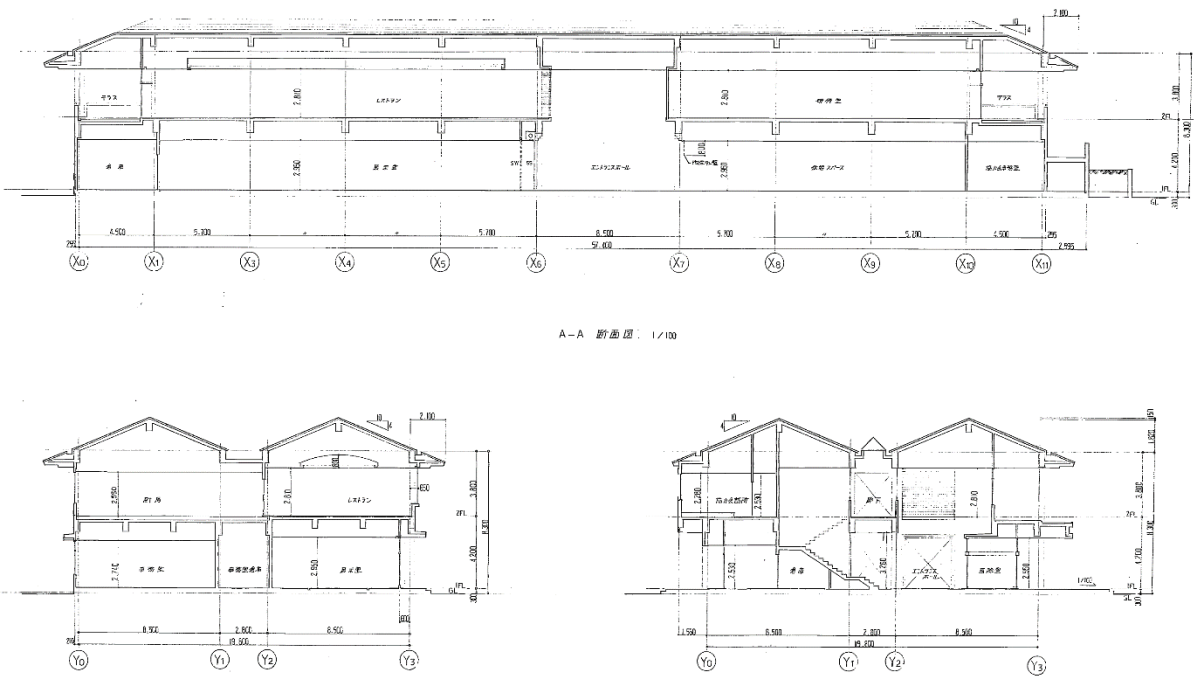
【2階平面図】



④ 立面图



⑤ 断面图



第3章 基本方針及び施設計画の考え方

○基本方針

希少な植物や歴史的景観、環境等の保全と高度な栽培・展示技術の継承

樹齢100年を迎える植物や我が国に最初に導入されたシダレエンジュやシナマンサクなどの歴史的個体、また、くすのき並木などの歴史的景観は京都府民の歴史であり財産である。このことは京都府立植物園が他所のどの植物園にも負けることのない大きなアドバンテージである。「生きた植物の博物館」として、これらの個体を将来に渡って健全に育成し、次代に伝えていくことが必須である。

これら100年の歴史的価値を守るとともに、さらに100年後につなぐためにも、日本を代表する規模や植物保有数で国内トップレベルの植物園として、また国内植物園のリーダー的存在として、植物園の職員の長年培ってきた高度な栽培・展示技術やノウハウを守り、次代に継承していくことも不可欠である。

植物園のさらなる魅力向上や来園者の利便性・快適性の向上

国内外の来園者が植物の観賞を通じて、憩い、くつろぎ、学びの場としてさらなる魅力向上を図るため、ワンストップサービス・インフォメーション機能の向上のためのビジターセンターを備えた複合的な正門エントランスの整備や建設から30年近くが経過し老朽化が進む観覧温室の建て替えや大規模改修等を目指す。

教育・学習・研究及び希少植物保全に向けた機能強化・体制整備

植物園の大切な役割の一つである教育・学習機能や大学等と連携した研究・希少植物の保全活動を継続し、さらに発展させるため、植物園として不可欠な植物標本庫、常設展示室、図書コーナー等の整備など、これに必要な体制や施設の整備を目指す。

来園者サービスの向上に向けた柔軟で弾力的な企画及び管理運営

植物園のサービスの向上や魅力向上のための整備と併せ、植物園の職員の高い技術を園の中核的な業務である栽培・展示や研究・学習普及に特化し、園の質を高めるとともに、施設の維持管理や来園者サービス向上、賑わい創出などの業務については、民間事業者のアイデアやノウハウを活用する等、来園者の満足度を高めるための柔軟で弾力的な企画及び管理運営方法の導入を目指す。

北山エリア全体との連携の推進

様々な機能を持つ施設が集積した北山エリアに位置する植物園においては、エリア内に立地する各施設と連携した運営や魅力発信を行い、エリア全体で賑わいや交流を創出する仕掛けや仕組みづくりを行う。そのため、エリア内の回遊性の向上とエリア全体を考慮した植物園の景観づくりなどを目指す。

併せてエリア周辺の多くの大学・研究機関等と連携し、希少植物の保全に加え、生物多様性に関する研究を共同で行える組織の設立を目指す。

○施設計画の考え方

機能的で使いやすい施設

国内外の来園者が植物の観賞を通じて、憩い、くつろぎ、学びの場としてさらなる魅力向上を図る施設として、教育・研究、観覧温室、管理や駐車場などの機能を有し、多様な来園者のニーズに対応する。そのために、バックヤードは観覧温室と一体的に配置し、植物の栽培や育成、搬出入などの運営面も含めて快適性、利便性の高い施設とする。また、そのために必要な性能（耐震性能など）や設備を備え、安全で機能性に富んだ使いやすい施設を目指す。併せて、暖房等の熱源については、現状のガスの利用に加え、太陽光や木質ペレット等を併用するなど、環境に配慮した再生可能なエネルギーや素材の利用を目指す。

誰もが快適で、安心して鑑賞できる施設（ユニバーサルデザイン）

来園者である子どもや高齢者、障害者、妊産婦、そして植物園スタッフなど、誰もが快適で安全に施設を利用・活用できるよう、アクセシビリティの高い施設を目指す。また、園内及び施設内は、全ての来園者が安心して快適に滞在時間を過ごせるようにする。また、豊かな自然に包まれた環境の保全に努めるとともに、来園者サービス機能やアミューズメント機能を有した「生きた植物の博物館」にふさわしい魅力的な空間を目指す。

周辺環境と調和し、北山エリアのポテンシャルや回遊性を高める施設

豊かな自然環境の中で文化・芸術・学術・スポーツに触れられる北山エリアの3分の2の面積を占める施設として、他の立地施設と有機的に連携しながら事業展開を行う。併せてエリア周辺の多くの大学・研究機関等と連携し、相乗効果を発揮できるような施設を目指す。

第4章 施設整備計画

○施設機能

バックヤード機能

築30年が経過し、老朽化が進む施設を更新する。それにより、日本を代表する「生きた植物の博物館」にふさわしい水準の栽培育成施設を確保し、これに付随する資材・廃材・作業機械等の施設を整備・配置する。

来園者サービス機能

植物園の顔に相応しい環境に調和したエントランスや来園者の誰しものが利用しやすい動線に配慮した施設の整備を行う。また、雨天時でも使用できる広場として、大屋根を整備する。

アミューズメント機能

来園者のお土産等の購入を想定し、屋内外に商品等を展示できる施設を、来園者の動線を考慮した配置で整備する。また、来園者が観覧の合間に寛げるカフェ・レストランを整備する。

教育・研究機能

植物標本庫や常設展示室及び植物園の保管する貴重な資料や図書等を閲覧できる施設を整備する。また、研究者や府民、学生の教育・研究などの交流の場となるように研究室、研修室や多目的室等を整備する。

観覧温室建替／改修

老朽化が深刻な観覧温室の建替え、または改修による整備を行う。

管理機能

植物園の管理・運営を行うにあたり必要な施設を整備する。

駐車場

多様な来園者に対応する駐車場等の整備を行う。

○施設規模

植物の栽培管理のため、バックヤード機能を確保し、育成施設の適正な規模と配置、来園者サービスやアミューズメント機能、園の管理施設の配置や必要面積、規模等を検討する。

機能	主な想定諸室
バックヤード機能	ガラス温室、ビニールハウス、栽培棚、苗圃、資材置き場、ゴミ堆積場、作業車駐車スペース、作業スペース、イベント駐車スペース
来園者サービス機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正門 ・ インフォメーションセンター ・ ビジターセンター ・ 大屋根広場 ・ チケット販売、改札 ・ 休憩スペース ・ 授乳室・おむつ替え施設 ・ 事務室・受付カウンター ・ ベビーカー、車いす等保管倉庫 ・ 倉庫 等
アミューズメント機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボタニカルショップ、ミュージアムショップ ・ 子供対象の体験・学びスペース ・ 休憩スペース ・ カフェ・レストラン 等
教育・研究機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 植物標本庫 ・ 常設展示室 ・ 図書コーナー ・ 研究室 ・ 研修室 ・ 多目的室等 等
観覧温室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観覧温室 ・ ボイラー室、機械室 ・ 植物展示室 ・ 植物模型遊具 ・ カフェ 等
管理機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設管理者事務室 ・ 会議室 ・ 更衣室 ・ 栽培管理ほか受託事業者控え室 ・ ボランティア事務所 ・ 倉庫 等

<p>駐車場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・来園者用駐車場（車いす使用者用、思いやり駐車場、大型バス用、一般用、タクシー待合場所等） ・展示会等関係者駐車場 ・駐輪場
------------	--

○施設整備の内容

バックヤード機能

1 栽培

- ・ ガラス温室（熱帯植物、絶滅危惧種、その他）：熱帯植物導入室に温床ミスト導入
- ・ ビニールハウス（宿根草、古典園芸植物、草花）
- ・ 栽培棚（宿根草、草花）
- ・ 苗圃（樹木苗等）

2 資材

- ・ 用土（真砂土、日向土、川砂、鹿沼土、赤玉土、その他）
- ・ 堆肥（バーク堆肥、落ち葉堆肥）
- ・ 肥料（牛糞、馬糞、化成肥料、液体肥料）
- ・ 農薬（殺虫剤、殺ダニ剤、殺菌剤、除草剤、展着剤）
- ・ 鉢
- ・ その他（支柱、針金、直管パイプ、その他）
- ・ イベント関連資材（ラティス、コンパネ、専用支柱、展示台）

3 ゴミ堆積場、コンテナ

- ・ 植物ゴミ
- ・ 一般ゴミ
- ・ 産業廃棄物
- ・ 自然石

4 作業車、機械類（これまでのものに加えて、フォークリフト、クレーン付きトラックを追加し作業の効率化を図る）

- ・ ホイールローダー
- ・ バックホウ
- ・ 高所作業車
- ・ 運搬車（ガソリン、電気）（一部更新）
- ・ 散水車（更新）
- ・ ワンボックス
- ・ ダンプ（2 t）
- ・ 低床トラック
- ・ フォークリフト（新規）

- ・ クレーン付きトラック（新規）

5 作業車等作業スペース

- ・ 用土攪拌、積み込み
- ・ 堆肥攪拌、積み込み
- ・ 植物ごみ切り返し、積み込み
- ・ ゴミコンテナ等搬入、搬出

来園者サービス機能

1 インフォメーションセンター、ビジターセンター

- ・ エントランスに隣接し、チケットの販売や案内図など来園者が滞留・休憩することを考慮して十分な広さを確保する。子育て世代にやさしい設備（授乳室やおむつ交換台等）も整備する。
- ・ さらには、IT環境を整備し、スムーズなチケット販売や入園者の管理機能を整え、園内滞留者の安全の確保を図る。
- ・ 初めて訪れた来園者にも分かりやすい配置及びサインを設置する。
- ・ ベビーカーや車いすの貸出、返却、保管場所。

2 正面エントランス

- ・ 府立植物園の顔となる象徴的な意匠とするとともに、エントランスとして分かりやすい外観とする。
- ・ ツアー客や学校など団体での来園者に対応できる十分な広さを確保するとともに、行催事やイベント開催時の車両進入など、通常来園者に支障ないよう配慮した設計とする。

3 大屋根広場

- ・ 荒天や夏期の高温時であっても屋外空間を利用した交流の場となり、非常・緊急時にも対応できるよう、十分な広さと他の施設との接続性に配慮して整備する。

アミューズメント機能

1 ボタニカルショップ、ミュージアムショップ

- ・ 来園者の動線に配慮し、府立植物園のエントランスに近い位置に配置する。
- ・ 施設の屋内外を利用して、府立植物園のオリジナル商品などが購入できる十分なレイアウト、面積とする。

2 カフェ・レストラン

- ・ パーティーなどの開催に十分な広さ及び柔軟にレイアウト変更な施設とする。
- ・ 府立植物園の豊かな自然を楽しめるように、カフェ・レストランからの景色に配慮して整備する。

教育・研究機能

1 植物標本庫、常設展示室、図書コーナー

- ・ 府立植物園の貴重な標本や資料の保管に十分な広さを整備するとともに、室内の温湿度管理ができる施設を整備する。
- ・ 来園者が立ち入ることのできる場所においては、順路に配慮する。
- ・ 職員の出入りや搬出入動線に配慮し、展示物の入替などが容易にできる構造とする。

2 研究室、研修室、多目的室

- ・ 研究や研修に必要な広さを確保する。
- ・ 外部の専門家が来園し、講習や研修等を行うことも想定し、控室などの諸室を設ける。

観覧温室の建替／改修

観覧温室

- ・ 既存の施設において植栽、管理されている植物にとって十分な広さとする。
- ・ 府立植物園及び北山エリアにおけるシンボリックな存在になるような外観とする。
- ・ 温室の中を歩いて観覧できるよう、動線を計画する。
- ・ 植物の管理に必要な面積のバックヤードを設置するとともに、管理しやすい配置及び動線とする。

管理機能

1 事務室、会議室、倉庫

府立植物園の管理運営を行うため、職員が執務する事務室、会議室、倉庫を整備する。

【事務室に付随する諸室例】

- ・ 会議室
- ・ 更衣室
- ・ 利用者カウンター
- ・ ボランティア事務室

2 その他管理諸室

その他施設管理運営を行うにあたり必要な機能を設ける。

【管理諸室例】

- ・ 倉庫
- ・ 中央監視室（防災センター）（室内に警備員控室を設置）
- ・ 清掃員等委託事業者控室 等
- ・ 救護室
- ・ ボランティア事務室

駐車場

- ・ 車いす使用者用駐車スペースや思いやり駐車場、大型バス駐車場などを含めた駐車場の整備を行う。

※利用時間、管理方法、料金設定についても検討が必要

○必要諸室・規模の想定（イメージ）

【バックヤード機能】

諸室等	面積（案）	備考
バックヤード	20,000 m ²	拡充・高度化を図る

【来園者サービス機能】

諸室等	面積（案）	備考
正門エントランス 自動改札	改札 20 m ² エントランス 240 m ²	歴彩館と同程度 エントランス(屋内 or 屋外) 屋外とする場合は大屋根広 場内とする。
大屋根広場	350 m ²	1人0.7 m ² （想定）×500人 （子どもの校外学習想定）
インフォメーションセンター	100 m ²	受付カウンター・事務室・倉 庫を含む
ビジターセンター （常設展示室と別に設ける）	フロア 140 m ² 個室 30 m ²	6人程度のパーティション 個室3(2.5m×3.5m)27 m ² 程 度＋フロア（休憩室想定）
チケット販売	20 m ²	現在 17 m ² と同程度
休憩スペース	150 m ²	現在 140 m ² と同程度
授乳室・おむつ替え室	20 m ²	給湯室含む
救護室	10 m ²	現在 10 m ² と同程度
来客用トイレ	男 50 m ² 女 100 m ² 多目的 8 m ²	歴彩館と同程度
共用部（廊下、階段、EV等）	398 m ²	
計	1,636 m ²	

【アミューズメント機能】

諸室等	面積 (案)	備考
ミュージアムショップ	130 m ²	休憩室と同程度 小規模店舗として倉庫込み で園長室程度想定
ボタニカルショップ	70 m ²	室内+屋外 (屋根付き) 園外からも購入できるように にする
カフェ	185 m ²	森のカフェと同程度
レストラン	300 m ²	旧レストランと同程度
共用部 (廊下、階段、EV 等)	353 m ²	
計	1,038 m ²	

【教育・研究機能】

諸室等	面積 (案)	備考
植物標本庫	保管室	350 m ² 30 万点
	前処理室	20 m ²
	さく葉作成室	35 m ²
	整理室	20 m ²
展示関係	常設展示室	300 m ²
	展示会場	170 m ² 現在の展示室程度
園芸情報関係	図書コーナー	75 m ² 現在の園芸サロン程度
	園芸相談コーナー	35 m ²
	資料室 (スタッフオンリー)	50 m ² 現在と同程度
研究室	スタッフルーム	75 m ² サテライトオフィス
	調査スペース	75 m ² 顕微鏡等
	実験スペース	150 m ²
講演会、講習会等	研修室	100 m ² 現在と同程度(定員 60 名)
	オーディトリウム	300 m ² 多目的室 (定員 200 名)
共用部 (廊下、階段、EV 等)	874 m ²	
計	2,629 m ²	

【観覧温室建替/改修】

諸室等	面積 (案)	備考
観覧温室 (建替の場合)	5,000 m ²	既存同等の場合
	6,000 m ²	既存機能に加えカフェ等の 拡充機能を想定した場合
観覧温室 (改修の場合)	5,000 m ²	既存同等の場合

【管理機能】

諸室等		面積 (案)	備考
植物園関係	植物園事務室	220 m ²	現状 (184 m ²) と同程度 + 印刷作業室 30 m ²
	園長室	45 m ²	
	副園長室	25 m ²	
	会議室 (大)	100 m ²	3 部屋に仕切れるようにする
	会議室 (小)	35 m ²	現在 36 m ² と同程度
	備品倉庫・書庫倉庫 ① 技術課用 ② 総務課用 ③ 総務施設用	計 140 m ² ① 80 m ² ② 40 m ² ③ 20 m ²	現在と同程度 (展示室・研修室・事務室倉庫)
	湯沸室	職員用 10 m ² 他階 4 m ²	現在 7 m ² と同程度 各階ごと設置
	更衣室・休憩室・シャワー室 (男女別)	男用 70 m ² 女用 30 m ²	現在 94 m ² と同程度
	職員トイレ (男女)	各 20 m ²	
委託業者関係	委託業者事務室	60 m ²	現在 52 m ² と同程度 (現状の業務委託者人員の場合)
	委託業者倉庫	20 m ²	来園者忘れ物・貸与ベビーカー・車イス
	園芸倶楽部事務室	30 m ²	
	委託事業者控え室	51 m ² (17 m ² ×3 部屋)	現在 17 m ² と同程度 受託事業者 3 社
その他	機械室・ポンプ室・電気室	120 m ²	現在 117 m ² と同程度
	宿直室	20 m ²	現在 17 m ² と同程度
共用部(廊下、階段、EV(来園者・資材運搬)等)		177 m ²	
計		1,197 m ²	

【駐車場】

諸室等	面積 (案)	備考
公用車駐車場	35 m ²	ADバン 1 台・電気自動車 2 台 (屋根付)
公用自転車駐輪場	74 m ²	37×2 (屋根付)
関係者駐車場	720 m ²	24 台分
停車場	30 m ²	

設備計画

各用途・機能で必要となる基本的な設備（電気設備、機械設備、昇降機設備等）を導入する。各種設備については、安全性や快適性、利便性、操作性、経済性に配慮したシステム・方式とする。

また、自然エネルギー活用や省エネルギー対応など、積極的な環境配慮を推進するとともに、設置・保守・搬出入のスペースの確保などにより、機能性、メンテナンス、長寿命化、将来対応を考慮した計画とする。

電気設備

1 受変電設備

現状、北山通から架空電線により特高受電している。これを屋内電気室の受変電装置（キュービクル）により変圧し、建物内に分配する。

2 幹線設備

キュービクルから建物内各所にある動力制御、電灯分電盤までの配線を設ける。

3 動力設備

空調機、給排水ポンプ、エレベーター等に供給するための動力制御盤とそれ以降の配線を設ける。

4 電灯コンセント設備

照明、コンセント等の単相電力で運転する機器へ電源供給を行うため、電灯分電盤とそれ以降の配線を設ける。

照明器具については長寿命かつ高効率の LED 照明を採用する。

照明については場所により人の在否検出や窓からの太陽光の明るさ検出等により適切な明るさとなる制御を検討する。

5 通信・監視設備

建物内の必要箇所に LAN 用配管と取り出し口を設ける。

事務室に電話交換機を設け、建物内の各所に電話接続口を設ける。

事務室に全体の防災・防犯・設備の遠隔監視・制御が可能な設備を構築する。

インターホンや多目的トイレ等の呼び出し設備、テレビ共聴設備、監視カメラ設備、非常放送設備、自動火災報知設備等を必要箇所に設ける。

空気調和設備

1 空調設備

熱源はイニシャルコスト、ランニングコスト、環境性を考慮し、適切なものを選択する。

2 換気設備

建築物内の換気は、各対象エリアの規模・用途に応じて、最適な換気方式を選定すると共に、各スペースのエアバランスに留意し最適風量制御を行う。また、新型コロナウイルス感染対策に配慮した換気回数を考慮した計画とする。

省エネルギー性に配慮し、各スペースには空調換気扇の設置を計画する。また、可能な限り自然換気を行えるように計画し、非空調期間には自然換気等の環境共生手法の導入を計画する。

給排水設備

1 給水設備

上水、雑用水の2系統で供給する。
給水方式は直結方式を検討する。

2 給湯設備

用途、使用目的、及び使用量に応じて電気温水器とガス温水器を適宜選択する。
使用量や使用頻度に応じた貯湯量を確保する。

3 排水設備

公共桝より下水道本管に接続し、放流する。
京都市の下水道排除方式の区分図に基づき汚水と雑排水は分流式とする。

4 衛生器具設備

衛生器具は、節水性、耐久性、メンテナンス性、ユニバーサルデザインに配慮した器具とする。
多目的トイレ等の計画は、京都府ユニバーサルデザイン推進指針、京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例の推進に配慮した計画とする。

5 消火設備

消防法に基づき、必要な消火設備を設置する。
複合施設となることから、所管消防署等と入念に協議を行い、防火対象物等を決定する。

○防災計画

災害対策及び地域防災拠点としての役割

現在、府立植物園及び府立大学グラウンドは京都市広域避難場所として指定されており、大地震の際に発生する大火災から逃れるための避難場所となっている。また、北山エリア周辺では、防災活動拠点として鴨川公園が指定されており、災害時の避難場所や防災・復旧活動拠点等として機能するよう必要な施設整備が行われている。

○その他施設計画における留意事項

環境負荷の低減に配慮

本施設の省エネルギー化によりCO₂の削減やヒートアイランド対策を講じるなど環境負荷の低減を検討する。

安全・安心の推進

バリアフリーやユニバーサルデザインには十分配慮し、誰もが安心して利用できる施設とする。

新型コロナウイルス感染症対策

昨今のコロナウイルス感染症の影響を鑑み、公的な感染拡大予防ガイドライン等を参考とし、設計及び運営上の工夫を行う。

維持管理にかかる負担・経緯費を抑えた対策

施設維持管理にあたっては保守管理の効率化を図る。

第5章 事業手法の検討

○事業手法の整理

想定される事業手法について、トータルコストの低減、民間ノウハウの活用、準備に要する期間、府による相応の整備費負担といった観点から比較検討したところ、竣工後一部買取（BT）＋府運営、一部リース＋府運営の事業スキームが望ましく、さらに運営面やトータルコストの点で比較すると竣工後一部買取（BT）＋府運営の事業スキームが優れていると考えられる。

なお、事業スキームについては整備を行う施設の内容に応じて、最適な手法を選択する必要があるため、今後、専門家の意見等を踏まえた整備内容の検討を行った上で、再度最適な事業手法についての検討が求められる。